

(7) 水源地域等との連携

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水源地域対策等に取り組む。

(年度計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民、NPO等と協働し水源地域対策等に取り組む。

(年度計画における目標設定の考え方)

地域との連携の促進を図るため、地域代表者との意見交換会等により地域のニーズを把握し、水源地域等の活性化に寄与する取組を行うこととした。

(平成23年度における取組)

水源地域等との連携

1. 地域のニーズの把握

地域のニーズを把握するため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を行い、水源地域対策の取組を行った。

具体的な取組事例

(1) ダム湖及びダム周辺を活用した地域振興

- ① 地元とダム湖畔のイベントを共催し、巡視船試乗、監査廊案内などを実施した。
(奈良俣ダム)
- ② 県主催によるウォーターフェアに利根川上流4事務所が参加し、施設やその役割についてパネル展示を実施した。(群馬用水、下久保ダム、沼田総管、草木ダム)
- ③ 市内の小学校7校に施設を案内する等のPR活動を実施した。(霞ヶ浦用水)
- ④ 利根大堰でサケの遡上や採卵作業の現地見学会を実施した。(利根導水)
- ⑤ ダム湖を利用した駅伝大会に協力した。(岩屋ダム)
- ⑥ 国土交通省主催による施設見学会を周辺2ダムと協力して実施した。(阿木川ダム)
- ⑦ 上下流交流の一環として開催されたダム湖を利用した自然学習会「サマーキャンプ」に協力した。(味噌川ダム)
- ⑧ ウォーキングコースの一部に調整池周回道路を解放した。(三重用水)
- ⑨ 地元観光協会が主催する花火大会で、ダム堤体内の見学会を実施した。(日吉ダム)
- ⑩ 自治体が主催する湖水祭りに参加し、周辺ダムと協力してダムのPRを実施した。

(新宮ダム)

- ⑩自治体が主催するダム湖周辺道路を利用したマラソン大会に協力した。(寺内ダム)

(2) 環境の保全

- ①神流川の生態系を調査するため、水産試験場及び地元高校と協働し、陸封アユの調査を行った。(下久保ダム)
- ②地元小学生及び企業等と共同で、地元で育成した秩父山女魚の稚魚の放流を行った。(滝沢ダム)
- ③地元の方と共同で、河川敷のゴミ拾いを実施した。(利根川河口堰)
- ④地元住民、NPO、自治体と共同で、印旛沼の農業用低地排水路に繁殖している外来植物の駆除を行った。(千葉用水)
- ⑤小中学校で育成した苗木をダム上流の旧コア山に植樹した。(徳山ダム)
- ⑥自治体等が主催する人工河川施設でのアユふ化事業に協力した。(長良川河口堰)
- ⑦受益市町と共同で、ダム周辺に水源涵養林の保全を目的とした植樹を実施した。(愛知用水)
- ⑧ヨシ群落の維持・再生のため、自治体等と協賛で清掃及びヨシ刈り活動を実施した。(琵琶湖開発)
- ⑨地元の小学生及び父兄とともに、調整池上流の里山ビオトープで田植えや環境学習会を実施した。(香川用水)
- ⑩自治体が発起する環境ボランティアに登録し、管理施設周辺の清掃活動を実施した。(筑後川下流用水)
- ⑪水をつなぐ流域交流として、ダム直下の地元住民、子供会、関係利水者との交流会を実施した。(江川ダム)

(3) ダム下流河川の環境改善

- ①川底の石などに付いた古い藻や川底の堆積物を流すため、一時的に川の水を増やすフラッシュ放流を実施した。(名張川3ダム)(一庫ダム)

(4) 水質改善・監視

- ①黒部川の浄化用水導入試験を継続。(利根川河口堰)
- ②印旛沼の流動化運転を継続。(印旛沼開発)

(5) ゴミの投棄対策

- ①地元の方と連携して、霞ヶ浦水辺の一斉清掃を行った。(霞ヶ浦開発)
- ②不法投棄を減らすため、地元の方と連携して調整池周回道路に不法投棄禁止看板を設置した。(豊川用水)
- ③地元小学校と共同で、月1回大堰周辺の清掃活動を実施した。(木曾川用水)

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

地域ニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理については、前年度に引き続き、平成23年度も全事務所において、様々な形で地域代表者との意見交換会等を通じて地域のニーズに合った取組を実施した。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(7) 水源地域等との連携

1) 上下流交流と施設周辺地域交流

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を管理を行う全ダムにおいて実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、毎年施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、すべての施設を核とした上下流交流を実施する。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。

(年度計画における目標設定の考え方)

水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、すべての管理所及び建設工事を行っているダムの事務所において、施設を核とした上下流交流を実施することとした。

また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社及び支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加することとした。

(平成23年度における取組)

上下流交流と施設周辺地域交流

1. 上下流交流活動の推進について

水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流の交流活動として、上下流住民の交流やその行事、下流域利水者の水源地視察など、46事務所で開催又は実施に協力した。また、取組みにあたっては、当該事務所の職員だけでなく、本社・支社局の職員も積極的に参加し、上下流住民や施設周辺の住民との交流に努めた。

具体的な取組事例

(1) 下流受益地の方々が水源地域で植樹活動等を実施

①下流受益者である名古屋市や下呂市の方々と共同して、下草刈りや水源地保全のための植樹を行った。(岩屋ダム)

②上流支援活動として「とよはしきこり隊」等の方々と水源地域の森林整備のため

- め、共同で間伐作業を行った。(豊川用水)
- ③流域内の受益者である徳島県や香川県の方々と共同して、下草刈りや植樹を行い森林整備を行った。(早明浦ダム)
- ④上下流の森林整備ボランティアが一同に集まり、下草刈りや水源地保全のための育樹活動を行った。(富郷ダム)

(2) 下流受益地の方々が水源地を訪れ水源地域の方々と交流

- ①利根川上流の群馬県の小学生と下流の埼玉県の小学生が、下久保ダムと利根川導水施設の働きを学ぶこと等により上下流交流を行った。
(下久保ダム、利根川導水総合事業所)
- ②受益地である愛知県の小学4年生9校約1,000人に、愛知用水のはたらきと水の大切さを理解する施設見学会を実施した。(愛知用水)
- ③受益地である香川県の中学1年生21校3,100人に、ダムのはたらきと水の大切さを理解する学習会として「水源巡りの旅」を実施した。
(池田ダム、早明浦ダム)
- ④上下流のそれぞれの小学生共同でダム施設の見学やダム周辺の生物観察を行い、上下流の子供たちによる交流を行った。(岩屋ダム)

(3) 受益地で行われる行事等に水源地が参加

- ①「奥秩父大滝紅葉まつり」において事業ブースを設置し、広報活動を行った。
(滝沢ダム)
- ②大阪広域水道企業団村野浄水場で開催された「来て見て体験 in 村野浄水場」に参加し、下流域の方々にダム役割について説明を行った。(日吉ダム)
- ③「なごや水フェスタ」において事業ブースを設置し、広報活動を行った。
(岩屋ダム、徳山ダム)
- ④水に関する感謝の気持ちの育成と地域活性化を目的に開催された「湖水まつり」において、受益地である四国中央市等と共同で、ダムの役割等のパネル展示やマスコットを使った子供向けの広報活動を行った。(富郷ダム)
- ⑤JA成田市が主催の「永島敏行との稲作り体験教室」において、成田用水土地改良区とともに展示ブースを設置し、事業のPRを行った。
(成田北総管理所)



写真 - 1 菰野町クリーン大作戦（三重用水）

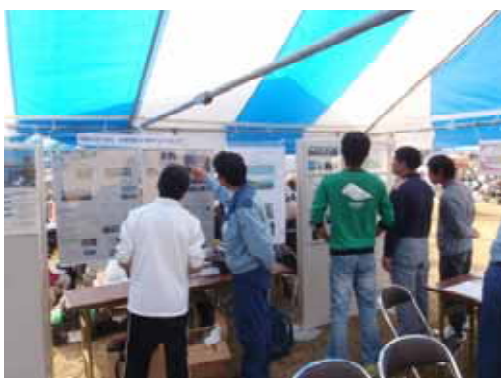


写真 - 2 地元行事での出展（利根川河口堰）



写真 - 3 Mieこどもエコフェスタ出展（三重用水）



写真 - 4 マスコットによる広報（新宮ダム） 写真 - 5 地元行事での出展（新宮ダム）



写真 - 6 さめうら水源の森ネットワーク植樹活動（早明浦ダム）

建設所での取組事例

取組事例 1

大山ダムでは、アカササゲ（※ 1）の種とリーフレット「アカササゲによる緑のカーテンづくり」を日田市立大山小学校、日田市、地元の方に配布しアカササゲを用いた緑のカーテンづくりを促進した。

大山小学校では、小学3年生がアカササゲのお世話をしており、5月に種をまき、9月1日に花が咲いたことを受け、平成23年9月12日、大山小学校にて、アカササゲによる緑のカーテンの育成状況を確認した。

アカササゲによる緑のカーテンが広まることにより、地球温暖化と稀少動植物保護の両面で環境について学んだ。

※ 1 アカササゲは、環境省版レッドリストと大分県版レッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に分類されているマメ科のつる性植物



写真 - 7 緑のカーテンづくり（大山ダム建設所）

取組事例 2

大山ダムでは、平成24年3月10日に「第26回大山ダム水源地域上下流交流会（植樹祭）」を開催した。この交流会は、大山ダムの水源地域の住民と、下流域の住民の方々が一同に会し、水資源開発の重要性と水没関係者の生活再建、地域振興対策の必要性について相互の理解を深めることを目的に毎年開催されており、今年は約170名の方々に参加していただいた。

午前中は、試験湛水中の大山ダムを見学した後、公園として今後整備される予定の田来原において桜の苗木85本の植樹を行った。

午後からの交流会は、地元婦人会のみなさんの手作りの猪汁や郷土料理などが振る舞われ、参加者のみなさんに水源地域の味を楽しんでいただきながら、交流を深めた。



写真 - 8 大山ダム水源地域上下流交流会（大山ダム建設所）

取組事例 3

川上ダムでは、平成23年7月12日、14日及び10月27日に「水の調査隊」を開催し、地元青山小学校の4年生や長田小学校の1～3年生が参加した。「水の調査隊」は、川上ダムの現場やその周辺の環境を実際に見聞することを通じて、水に関する理解を深めるための活動で、地元小学校と川上ダム建設所が協働して取り組んでいる。

現場見学に先立ち、川上ダムの若手職員が青山小学校を訪れ、水の大切さやダムの役割、オオサンショウウオの生態について説明し、調査隊当日は、仮排水路トンネルとオオサンショウウオの保護池の見学を行った。

仮排水路トンネルでは、大きい“ものさし”を使ってトンネル内部の大きさを計測し、その大きさを体験し、オオサンショウウオの保護池では、オオサンショウウオを目の前で見ながら、生態や保全の取り組みについて学習した。

この地域の将来を担う子供達に実体験を通じて、ダムや水源地周辺の環境について学習した。



写真 - 9 水の調査隊（川上ダム建設所）

	<p>を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震工事の現場見学会を実施 ・周辺小学校等の実施する施設見学会に協力 	
地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施するイベント、学習会等に参加もしくは協力 ・パネル展示やDVD映像等により事業をPR、イベントの参加者にアンケートを実施 ・祭り、ハイキング、マラソン大会、レガッタ大会、自転車レース大会、スポーツ交流会等の施設周辺で行われるイベントには、施設の一部を開放するなどの協力 ・水源の森整備で下草刈りや間伐に協力 ・漁業組合と協力してアユの産卵床作りを実施 ・貯水池周辺に植えられている木の剪定作業に参加 ・外来魚駆除活動 ・地元警察主催の交通事故防止活動に参加 ・鑑賞イネの田植え、刈り取り作業に参加 	3 6 事務所
植樹活動	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水池周辺や水源地域での植樹活動などに参加又は協力 	4 事務所
利水者との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解を深めるため、業務体験研修を実施 ・受益地域の方々に、施設見学会と併せて用水の歴史、役割等を説明 ・施設の管理状況等について勉強会を開催 ・ストックマネジメントのための調査で、空水中のサイホン内の点検及び補修状況の見学会を実施 ・管理開始20年を記念し、利水者等とシンポジウムを開催 	5 事務所
地域との意見交換等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム運用連絡会を開催。 ・利水者を対象に管理に関する意見交換会を開催 ・利水者を対象に水質に関する意見交換会を開催 	4 事務所
水の週間行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・「水の週間」や「森と湖に親しむ旬間」の行事としてイベントを開催するとともに、施設見学会等を実施 	2 2 事務所
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・観光シーズンにダム周辺の紅葉状況等をHPに掲載し日々更新 	2 8 事務所

	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣小学生と田植え、稲刈りを実施 ・小学生などを対象に生物調査、自然観察会を実施 ・自治体主催のダム施設を利用したミステリーツアーに協力 ・クイズ+ウォークラリー形式で施設見学会を実施 ・地元マスコミに対して事業の紹介と意見交換会を実施 ・ダム堤体周辺でのこいのぼりの掲揚 ・桜の開花時期に合わせて下流広場を開放 ・一般利用者による施設の安全点検を実施 ・地元警察署主催の交通安全防止運動に参加 ・ダム下流河川で稚魚の放流会及び清掃活動 ・貯水池に溜まった流木の有効活用として、希望者に配布するなどの活動を実施 ・地域交流の一環として、手作りで水源地域の情報を収集し発信 	
--	---	--

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成23年度において、各管理所及び建設所において、水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、施設を核とした上下流交流を実施するとともに、積極的に施設周辺地域との交流の場へ参加等を行った。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(7) 水源地域等との連携

2) 貯水池保全のための森林保全

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

貯水池保全のために森林保全に取り組む。

(年度計画)

貯水池保全のための森林保全の有効性を検証する一環として、モデル地区において整備された森林からの土砂流出量の調査等を継続する。

(年度計画における目標設定の考え方)

年々進行する堆砂は、貯水容量減少や濁水長期化の原因となることからその対策を行い、貯水池機能（利水及び洪水調節容量）を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題であり、貯水池保全の観点から土砂及び流木の流入を抑制する必要がある、流域内の山林整備の取組が重要となっている。このため貯水池保全のための森林保全の方法を検討することとした。

(平成23年度における取組)

貯水池保全のための森林保全

機構は、社会基盤の一つである「水」の安定供給、また、河川沿線の生命、財産及び社会資本の被害軽減を図るための洪水調節という重要な業務を実施している。長期にわたりこれらの役割を果たすため、年々進行する堆砂は、貯水量減少や濁水長期化の原因となることから、その対策を行い、貯水池機能（利水及び洪水調節容量）を維持し、長寿命化を図ることが大きな課題である。

土砂流出の原因の一つとして、十分な山林整備（間伐等）が行われていないことによる山林の荒廃が考えられる。また、貯水池保全の観点から、土砂及び流木の流入を抑制する必要がある、流域内の山林整備が求められている。このような状況から、流出土砂抑制方策の一つとして、森林の荒廃抑制対策に着目した方策について検討を行っている。

平成21年度は、早明浦ダムにおいて、流域山林の整備状況の違いが流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響について把握するための調査計画立案、調査候補地の抽出、関係機関との連絡調整を行った。

平成22年度は、早明浦ダムにおいて、貯水池保全のための森林保全の有効性を検証する一環として、小流域スケールでの整備状況の違いによる流出土砂の影響度合いについて調査できる装置（整備林と未整備林の各々において、プロットとして5m×6mの範囲を畦板で仕切り、降雨により発生する流量、濁度、粒土分布等を調査でき

る施設。プロット調査という。)を設置したが、適当な降雨がなかったため、データ蓄積を行うことはできなかった。

平成23年度は、土砂流出調査適地について、関係機関の協力を得て協議を進めたところであるが、小流域スケールでの整備状況の違いによる流出土砂の影響度合い調査のための試験用地を確保することができなかった。また、プロット調査は、小流域調査とのデータの整合性を含めた検討が必要となるため、森林の整備状況の違いによる土砂流出を十分再現できない可能性があるため、調査を中止とした。なお、平成24年度はプロット調査機器の設置について、別途プロット調査地点を選定していることから、調査を継続して、調査機器の有効性を確認する予定である。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成21年度から、流域山林の整備状況の違いが、流域の山腹法面崩壊や森林からの流出土砂に与える影響を把握するための調査を行っており、今後、現地調査を進めるなど貯水池保全のための森林保全に取り組んでいくこととしている。

これらの取組を継続し、関係自治体や住民等と積極的な連携を図っていくことにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(7) 水源地域等との連携

3) 湖面・湖岸の利活用

(中期目標)

水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

(年度計画)

水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

水源地域を活性化させるために、貯水池湖面や湖岸の利活用を検討し、実施することとした。

(平成23年度における取組)

湖面・湖岸の利活用

水源地域の活性化のために定めている水源地域ビジョン計画に沿った湖面や湖岸利用を図った。

取組事例 1

早明浦ダム湖畔マラソン

実施日：平成23年11月13日

実施場所：早明浦ダム湖畔

実施内容：早明浦ダム湖畔マラソンは、土佐町の主催により開催されており、県内外から多くの参加があり、地域の活性化が図られている。機構は、開会式会場における施設説明及び施設の開放を行っている。また、選手としても参加し、地域の方々との交流を図ることができた。



写真 - 1 早明浦マラソンの状況



写真 - 2 施設説明パネルの様子

取組事例 2



写真 - 3 湖面利用（カヌー）
（奈良俣ダム）



写真 - 4 湖面利用（レガッタ）
（長良川河口堰）



写真 - 5 青蓮寺駅伝大会
（青蓮寺ダム）



写真 - 6 山城地方中学校駅伝
（高山ダム）



写真 - 7 菰野町駅伝大会
（三重用水）



写真 - 8 不法投棄等防止連絡会
（三重用水）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成23年度においても、水源地域の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、水源地域ビジョンに沿った取組を自治体、住民等と積極的に実施してきた。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ 広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

(年度計画)

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信するとともに、利水者アンケートの実施やホームページによる意見募集を引き続き行う。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構事業について、利水者をはじめ広く国民の理解を得ることを念頭に、積極的に適時的確な情報発信を行うこととした。

(平成23年度における取組)

■ 広報・広聴活動の充実

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に情報発信を行った。

ホームページについては、ダムからの補給量をグラフ掲載するなど、国民に関心の高い水源情報や機構の管理業務等について、引き続き積極的に情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供するとともに、新着情報での発信内容を充実させた。新たな取組として、機構施設周辺で開催されるイベント情報を掲載するイベントコーナーや、夏の節電時には、機構施設に関する水力発電の状況を掲載するコーナーを新設した。さらに、紅葉情報や機構施設の風景や四季折々の写真を掲載した「フォトギャラリー」の更なる充実、キッズコーナー（子供向け）のリニューアル、「バナー」の活用などを行った。更なる取組としては、機構ホームページの周知拡大を目的として、本社ホームページに「ツイッター」を設け、情報発信の充実を図った。また、昨年度に引き続き、入札公告情報の一元化や内容の充実を図った。

機構ホームページ（トップページ）には、平成23年度は、約202万件のアクセスがあった。

(年度ごとのアクセス数)

平成17年度：約194万4千件

平成18年度：約145万4千件

平成19年度：約272万6千件

平成20年度：約301万5千件

平成21年度：約311万1千件

平成22年度：約208万9千件

報道機関に対する情報提供（プレスリリース）に関しては、機構の様々な取組を広く認識してもらうために、情報提供に関する研修を様々な形で実施して、職員のスキルアップを図り、一般の方に知ってもらいたい情報を積極的に発信した。プレスリリースの件数は、平成20年度129件、平成21年度117件、平成22年度135件に対し、平成23年度は238件と、前年度に比べ2倍近く行っており、それを受けた新聞掲載も、平成20年度127件、平成21年度115件、平成22年度139件に対し、平成23年度は236件と同じく2倍近くの掲載数となった。

広報誌「水とともに」においては、東日本大震災による機構施設での被害状況や復旧状況等について、状況をわかりやすく説明するために、写真を多用した記事を掲載したり、被災時に現地の施設復旧に従事した職員の「声」を掲載するなど、東日本大震災への読者の関心に応じた誌面構成とした。

また、水の重要性や先人の努力等について、水をテーマに各界で活躍している有識者のコラムや機構施設に関わりが深い利水者等からの情報コーナーである「水のひろば」や、機構各事務所のニュースを取り上げる「水機構ニュース」を新設したほか、水に関する功績を残した土木技術者を紹介した連載や、洪水時・渇水時における機構の対応や施設の効果など、広く国民の関心をひくような情報発信に努めた。さらに、読者モニター等からの意見を踏まえ、文章表現や図表などがさらに理解しやすくするなどの工夫を行った。

「事業概要書」は、配布対象者によって使い分けられるように、一般向けの「本編」とユーザ向けの「資料編」に分冊したものを作成しており、今年度は、「本編」及び「資料編」双方の改訂を行った。改訂にあたっては、最新の情報及びデータや東日本大震災に関連したトピックス等の掲載を行い、内容の充実を図った。併せて、「事業概要書」のホームページ掲載を引き続き行った。

また、昨年度に引き続き、緊急時における迅速かつ的確な広報の実施に資するため、30ダム等において、ダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与している。

「水の日」及び「水の週間」においては、関連行事を行うとともに、機構施設の役割を実感してもらう効果が高いものとして、職員自らが企画から実施までを行う施設見学会や、関係機関と連携して水資源施設の受益地域でのパネル展示などを実施するなど、水資源の有限性、水の貴重さ等について、国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。

さらに、多くの小学校（4年生）において、社会科授業の一環で「水」について勉強する機会があることから、子供たちに機構施設の役割や水の大切さを知ってもらうために、より一層、機構施設の見学の機会を設けてもらえるよう、小学校4年生の担任の先生を対象に施設説明会や見学会を開催した。

利水者アンケートについては、「2.（1）①2）国民及び利水者の要望、意見の把握」（P. 354）参照。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機構の果たしている役割・業務について、広く国民の理解を得るための取組を進めることにより、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

① 機構が提供する情報の充実

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

なお、ホームページにおいては、発信する情報について高齢者・障害者が利用しやすいよう改善に努める。

(年度計画)

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、エンドユーザーを意識した、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実に努める。

(年度計画における目標設定の考え方)

ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法を改善し、必要な情報の的確な発信により、広報活動の質と向上を図ることとした。

(平成23年度における取組)

■ 機構が提供する情報の充実

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、ホームページ、広報誌等による情報提供の内容充実を図るべく、以下のとおり努めた。

① 渇水情報、水事情や機構の管理業務等について、各種メディアを通じて積極的に情報発信し、利水者や国民に的確な情報を提供した。

利根川水系、吉野川水系及び筑後川水系の渇水では、一般住民やマスコミからの各種問合せに対してきめ細かな対応を行うとともに、本社、吉野川局、筑後川局及び事業所のホームページには、利用者が一目でわかるようダム利水貯水率をイラストやグラフを掲載し、渇水期間中、毎日更新を行った。

さらに、昨年度に引き続き池田総合管理所のホームページに時間毎のダム利水貯水率を速報値として掲載するなど、国民の関心の高い水源情報の積極的な発信に努めた。

ダムによる洪水調節効果については、昨年度に引き続き洪水調節後、迅速に一般国民の方に分かりやすく、直観的に把握できるよう、水位低減効果を図示するなどの工夫を行って情報発信を行うとともに、台風12号、15号の洪水対応については、ホームページ新着情報に、全国の対応について一覧掲載をし、よりわかりやすい情報発信とした。

② ホームページについては、新着情報に掲載する内容の充実を図った。イベントコ

コーナーを新たに新設して、機構施設周辺で開催されるイベント情報、マラソン大会などについて、多くの情報を掲載した。また、夏の節電時には、機構施設に関連する水力発電の状況を示すコーナーを設けた。機構施設の風景や四季折々の写真を掲載した「フォトギャラリー」について、更なる充実を図った。キッズコーナー（子供向け）については、リニューアルを行うとともに、紅葉情報の掲載は、「バナー」を用いて効果的に情報発信を行った。昨年度から引き続きダム放流映像、魚道におけるサケやアユの遡上状況ライブ映像などに加え、大山ダム試験湛水の満水位の状況、川上ダムでのオオサンショウウオの映像なども掲載し、利用者の関心が高い情報の内容を充実させた。

また、機構のホームページにアクセスした人たちが、どのような情報を求めているのかについて、アクセス解析等を行い、それを元に情報の内容充実に努めたほか、新たな情報に気づきやすくなるように、更新情報を含め多くの情報を本社ホームページのTOPページの「新着情報」に記事を掲載することとした。併せて、新着情報について、より多くの人に知ってもらうため、新たな取組としてツイッターを設け、発信を行った。

機構ホームページ（トップページ）には、平成23年度は、約202万件のアクセスがあった。平成20年度や平成21年度に比べ少ない値となった要因としては、平成22年度と同様、平成23年度も大きな渇水がなかったことが考えられる。

（年度ごとのアクセス数）

平成17年度：約194万4千件	平成18年度：約145万4千件
平成19年度：約272万6千件	平成20年度：約301万5千件
平成21年度：約311万1千件	平成22年度：約208万9千件

③ 広報誌「水とともに」については、水事情や技術情報等、機構の業務に関するトピックスを掲載するとともに、水の重要性や貴重さをより一層知ってもらうために水をテーマに各界で活躍している有識者のコラムや、機構施設に関わりが深い利水者等からの情報発信「水のひろば」、各事業所のトピックスを中心に纏めた「水機構ニュース」を新設し、掲載内容の充実を図った。

さらに、東日本大震災による機構施設での被害状況や復旧状況等について、写真や図表を用いて、分かりやすい記事とするとともに、被災時に現地の施設復旧に従事した職員の「声」を掲載し、機構業務の重要性・迅速性等について読者に実感してもらえるような工夫を行った。また、東日本大震災を契機に高まったクリーンエネルギーに対する取組として、機構が行っているクリーンエネルギー（小水力発電）の紹介、渇水時や洪水時における機構施設の役割や効果に関する記事を掲載するなど、東日本大震災に関する読者の関心に応じた誌面構成とした。

平成23年度は、愛知用水通水50周年の年であったことから、有識者による対談記事や愛知用水を利用している利水者からの「声」を紹介した記事を5～10月号で愛知用水に関する特集とし組み、水の大切さを忘れることなく愛知用水の綿々と続く功績を広く一般の人に理解してもらえるような特集連載とした。

また、機構施設に関する水についての様々な努力や功績のある先人たちの取り組み

や、水に関する土木技術者の紹介などの連載（平成20年4月号～平成21年5月号で「水の匠 水の司 井澤弥惣兵衛為永」、平成21年6月号～平成22年5月号「水の思想 土の思想 世紀の大事業・愛知用水」、平成22年6月号～平成23年3月号「泥と汗と涙と <物語>江戸・天保期の印旛沼掘削普請始末」）に続き、23年度は、平成23年4月号～平成24年4月号までの予定で「新・種を蒔く人（私説）世紀の大プロジェクト～豊川用水～」を掲載し、広く国民の関心をひくような情報発信に努めた。

国民に関心を持たれそうな話題を積極的に取り入れ広報誌を編集した結果、広報誌モニターから「小水力発電に興味が持てました。」「震災復旧のために関係者の努力がよく分かった。」「新聞などでは伝わらない、地道な活動が理解できた。」「水が各方面で利用されていることが分かった。」「通常の水管理も大切だが、非常時の管理もとても大切なことが分かった。」などの多くの意見が寄せられた。

④ 機構の技術力や取り組みについてより多くの人に知ってもらうため、外部機関から高い評価を受け表彰を受けた以下の事項を含め、広報誌やホームページにおいて情報発信を行い、機構の役割や業務について、理解が得られるよう努めた。

- ・土木学会環境賞受賞（徳山ダム）

- ・農業農村工学会優秀技術賞受賞

（超音波法を用いたPC管の部材厚測定手法の現地適用性）

⑤ 「事業概要書」は、配布対象者によって使い分けられるように、一般向けの「本編」とユーザ向けの「資料編」に分冊したものを作成しており、今年度は本編及び資料編双方の改訂を行った。改訂にあたっては、最新の情報及びデータや東日本大震災に関連したトピックス等の掲載を行い、内容の充実を図った。また、引き続き、「事業概要書」をホームページにも掲載を行った。

⑥ 愛知用水は平成23年9月30日で通水50周年を迎えた。愛知用水の通水により、今は当たり前のように使える水は、この事業に携わった先人たちの努力や苦勞、さらに水源地域の人たちの理解により、成り立っていることを広く地域の方々に再認識してもらうために、関係機関と連携して様々な行事を実施した。

- ・愛知用水通水50周年記念式典

- ・水源地感謝の集い

- ・水源地見学ツアー（親子連れを対象）

- ・報道関係者施設見学会

- ・愛知池ウォークラリー

- ・写真コンテスト、書道コンクール、通水50周年記念ロゴマーク募集

- ・愛知県内小学生を対象とした出前授業の実施

- ・受益地でのパネル展等

- ・世界銀行（東京）と共催した50周年記念パネル展示（皇太子殿下ご高覧）

また、広報誌に特集の連載を行うとともに、ホームページに愛知用水通水50周年の特設コーナーを設けた。

このような取組により、多くの報道機関が愛知用水に関心を示し、問い合わせや現

地取材が多数あり、きめ細やかな対応を行った結果、一般紙（東海版）では、愛知用水に関する連載記事や社説等が多く掲載され、また、テレビやラジオでも数多く番組が組まれるなど、愛知用水通水50周年を通じて、先人の努力や水の大切さ貴重さを、水を利用しているエンドユーザーに広く認識してもらう機会となった。

⑦ 各事務所においては、機構関連情報や様々な取組等について報道機関に知ってもらい取り上げてもらうために、分かりやすい資料を用いて情報提供等を行った。報道機関との対応や提供資料（発表資料）を、機構内で情報共有することで、職員の情報提供に関するスキルアップを図った。更に、情報提供のスキルアップのために、プレスリリースに関する研修を、職員を集めて実施したり、資料の添削という形での研修を行ったり、各種の機構内研修で取り組んだり、様々な形での研修を実施した。

また、情報提供として、実際に報道機関の方に現場を見て頂く機会などを設け、提供する情報の内容を充実させた。

これらの結果、報道機関に対する情報提供（プレスリリース）に関しては、機構の様々な取り組みを広く認識してもらうために、一般の方に知ってもらいたい情報を積極的に発信し、平成20年度129件、平成21年度117件、平成22年度135件に対し、平成23年度は238件と前年度に比べ2倍近くのプレスリリースを行い、それを受けた新聞掲載も平成20年度127件、平成21年度115件、平成22年度139件に対し、平成23年度は236件と同じく2倍近くの掲載数となった。

※水資源機構に関係のある新聞掲載は専門誌を含め、774件あり、そのうち、水資源機構からの情報提供等を基に取り上げられた一般誌での新聞掲載が236件あった。

具体的な取組事例

○ 取組事例1 改築工事が本格化した武蔵水路改築工事見学会

首都圏の重要なライフラインである武蔵水路の改築工事が本格化したことから、報道機関を対象とした現地見学会を実施した。見学会では、水路老朽化の現状やこの改築工事の特徴である通水を確保しながら半分ずつ施工する「半川締切工法」を実際に見てもらい、改築工事の実施状況を報道機関を通じて広く情報発信することができた。



写真-1 報道機関の取材状況（武蔵水路）

○ 取組事例 2 海水淡水化装置による支援を積極的に情報発信

小笠原諸島は平成23年6月に世界遺産に登録され、夏休み期間中の観光客が例年より増加することが見込まれる状況にあったが、31年ぶりの大渇水に見舞われた。機構では小笠原村からの要請を受けて、可搬式海水淡水化装置の貸与による給水支援を行った。装置の設置や機構職員による運転操作の技術指導等の給水支援の様子を現地の状況写真も併せて報道機関へ情報発信したところ、支援状況は一般紙にも数多く掲載され、また、NHK朝のニュース番組でも取り上げられるなど、機構の支援を広く情報発信することができた。

○ 取組事例 3 長良川河口堰フラッシュ操作現地見学会

長良川河口堰では平成23年4月から実施している「長良川河口堰の更なる弾力的な運用（フラッシュ操作）」について、報道機関を対象として、具体的な操作の状況を実際に見てもらい、より一層の理解を深めてもらうことを目的として現地見学会を開催した。河川環境の保全と更なる改善、適切な管理に向けた新たな取り組みを実際に見てもらうことで、長良川河口堰への理解を深めてもらった。

○ 取組事例 4 香川用水での施設機能調査現地視察会

香川県のライフラインである香川用水施設では、水路（琴平サイホン）の劣化状況を点検する施設機能調査（空水調査）の状況について、報道機関向けに公開し、香川用水が県民生活を支えていることを広く情報発信することができた。

○ 取組事例 5 利根大堰でのサケ遡上に関する情報提供

利根大堰でのサケ遡上数が平成23年は昭和58年の計測開始以降で最も多い15,000匹を突破した。記者発表にあたっては、サケの遡上が定着したのは、地元の方々による稚魚の放流や機構による魚道改修などの取組の成果であること、さらに、今年の遡上数の大幅な増加は、東日本大震災の影響で東北地方のサケの漁獲量が減少したことも起因しているのではないかとという専門家の見方を掲載するなど、発表資料の内容を充実させた。その結果、機構施設やサケの遡上状況、遡上の増加要因について、一般紙を中心に数多く掲載された。

○ 取組事例 6 琵琶湖で実施した水質事故対応訓練に関する情報提供

機構では、阪神淡路大震災が発生した1月17日、防災実地訓練を行っているが、琵琶湖総合管理所では、阪神淡路大震災や東日本大震災での教訓を忘れずに、万が一の被災時に適切な対応が出来るように水質事故対応訓練を行うに先立ち、事前に報道機関に情報提供を行った。琵琶湖は関西圏の水源として重要な存在であり、それを強調するよう「母なる湖、琵琶湖をまもれ」とインパクトをもたせた表題とするとともに、震災時の万が一の適切対応を強調した。

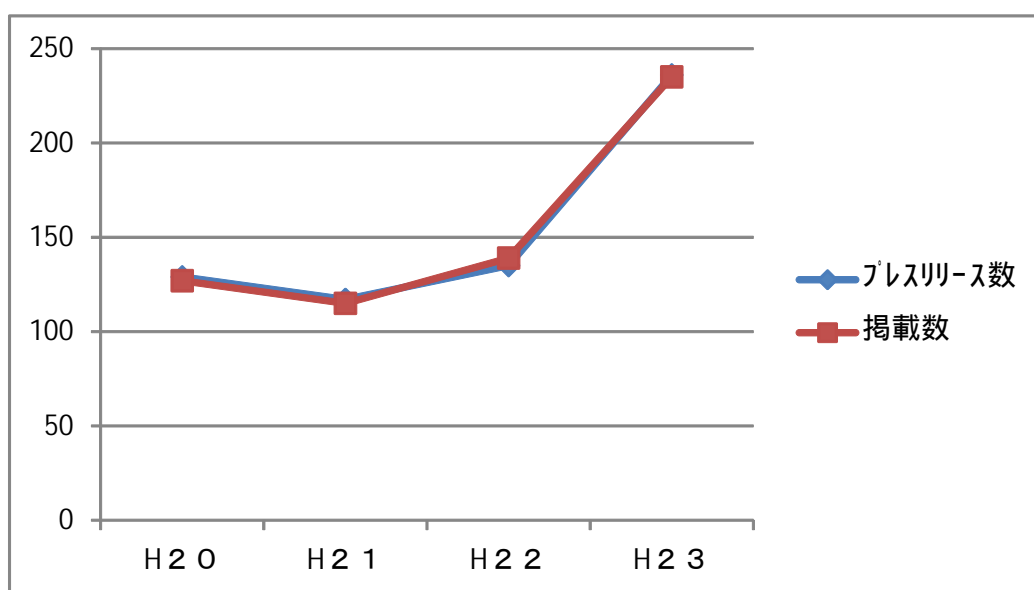
その結果、テレビ2局で取り上げてもらい、常日頃の機構の業務姿勢を広く広報することができた。

報道機関への情報提供・新聞掲載の実績

○機構の様々な取組等について報道機関への積極的な情報提供。
平成22年度 135件 → 平成23年度 238件

○機構関連記事の新聞（一般紙）掲載も大幅に増加。
平成22年度 139件 → 平成23年度 236件

※ 水資源機構に関係のある新聞掲載は専門誌を含め、774件あり、そのうち、水資源機構からの情報提供等を基に取り上げられた一般誌での新聞掲載が236件あった。



（参考）新聞等への掲載状況（主なもの）

掲載日	新聞名	新聞等見出し	関係施設等
H23. 4.29	読売新聞	稚アユ遡上 住民らが観察 志木の取水堰	秋ヶ瀬取水堰
H23. 5.12	毎日新聞 ほか	5年ぶり水位50センチ超 琵琶湖	琵琶湖開発
H23. 5.21	西日本新聞	電源喪失でも洪水防ぐ 朝倉の寺内ダム 放流量を手計算	寺内ダム
H23. 6.11	読売新聞 ほか	滝沢ダム46年の時を経て 18日に完成報告会	滝沢ダム
H23. 6.24	朝日新聞 ほか	大山ダム貯水順調	大山ダム
H23. 7.12	岐阜新聞	鮎の遡上700万匹 長良川河口堰魚道 過	長良川河口堰

	ほか	去3番目の多さ	
H23. 7.14	東京新聞 ほか	濁水の小笠原に淡水化装置設置 水資源機構	本社
H23. 8. 3	上毛新聞 ほか	豪雨で流入量が過去最大 矢木沢・奈良俣両ダム	矢木沢ダム 奈良俣ダム
H23. 8.11	中日新聞 ほか	木曾川下流域住民 味噌川ダムを見学	味噌川ダム
H23. 8.17	朝日新聞 ほか	干ばつの苦勞 今は昔 愛知用水50年	愛知用水
H23. 8.20	東京新聞	既設水路の落差を活用 筑西の小貝川水力発電所	霞ヶ浦用水
H23. 9. 7	産経新聞	布目ダム総雨量276ミリに 過去最大 放流量抑え洪水防止	布目ダム
H23. 9.26	上毛新聞	過去2番目の流入量を記録 台風15号で草木ダム	草木ダム
H23. 9.30	中日新聞 ほか	(社説) 水源に思い馳せてこそ 愛知用水50年に考える	愛知用水
H23.10.18	四国新聞 ほか	トンネルなど劣化状況点検 香川用水	香川用水
H23.11. 1	上毛新聞	用水の水質事故に備え訓練	群馬用水
H23.11.27	埼玉新聞	未来を支える耐震化 武蔵水路改築急ピッチ	武蔵水路
H23.12.16	京都新聞	魚の育成状況確認 新浜ビオトープの池 水資源機構	琵琶湖開発
H24. 1. 7	東京新聞 ほか	過去最多遡上1万5000匹超 サケ1.5倍 大震災の影響か	利根大堰
H24. 1.19	NHK 滋賀ほか	琵琶湖に油流出を想定して訓練	琵琶湖開発
H24. 1.20	徳島新聞 ほか	ダムの流木役立てて 再利用のまき配布 水資源機構	池田ダム
H24. 3.26	毎日新聞 ほか	大山ダム越流試験始まる 来年4月共用開始	大山ダム

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

発信する情報の内容充実、提供方法の改善、必要な情報の的確な発信、より質の高い広報活動が図れるものと考えており、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

②緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

(年度計画)

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

このため、緊急時において利水者・地域住民等に、ホームページによる情報発信と併せ、各種媒体を用いた情報提供を推進する。

(年度計画における目標設定の考え方)

緊急時に発信している情報等について、各種媒体を用いた提供を推進することとした。

(平成23年度における取組)

■ 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施（広報課分）

30ダム等においてダム諸量情報をホームページに掲載しており、風水害時にダム放流量やダム状況図を提供することで、下流利水者等における上流状況の把握に寄与している。（「1. (1) ①3) 水管理情報の発信（P. 24）」参照）

新宮ダムでは、5月31日にダム堤体下流面から生じた漏水に対して、漏水発生からダム貯水位低下、応急対策の実施、専門家による検討会の設置及び審議内容について、地元記者クラブへ情報提供をきめ細かく行い、利水者や地域住民等の不安を払拭するために必要な情報発信を行った。

一庫ダムでは、貯水池に浮き草が発生した。この浮き草は毒性がなく、水道用水に影響がないことを専門家の意見も添えて、地元記者クラブへ情報提供や現地での説明会を開催し、利水者や地域住民等の不安を払拭するために必要な情報発信を行った。

武蔵水路では、改築工事の掘削土の中から自然由来と思われるヒ素が検出され、すみやかに地元記者クラブへ情報提供を行った。

また、洪水時における全国の機構施設の対応状況（速報版）や機構施設の洪水調節の効果について、水位低下効果を分かりやすく示した図表を用いて、本社ホームページに一括掲載したり、記者発表を行い広く住民に周知を図った。

琵琶湖開発では、5月の大雨に対し、洪水の状況を情報提供するとともに、機構の対応状況を示し、琵琶湖の管理方法について新聞で大きな記事として掲載してもらう

ことができた。



図－1 池田総管ホームページ「新宮ダムの漏水に関する情報」の掲載



図－2 一庫ダムホームページ「浮き草の発生に関する情報」の掲載



図-3 本社ホームページ「台風15号の洪水対応等」の掲載

琵琶湖の管理方法は？



なるほど！ 先月の大雨で琵琶湖の水位が約5年ぶりに50センチを超えたね。水位が上がると、どんな影響があるの？

記者 洪水被害の軽減などを目的に琵琶湖の施設を管理している「琵琶湖総合開発事業」が72、97年の25年間、「水質源機構」琵琶湖上流県と下流府県の協働で実施されました。津市によると、琵琶湖の水位1センチの容積は25立方メートルに相当する5000杯分に相当するそうです。通常、内陸側に降った雨は河川から湖へ流れますが、琵琶湖は面積が大きい上

排水ポンプ、堤防、バイパス水路を設置 洪水や濁水の影響 最小限に

に、流出河川は瀬田川のみ。一度水位が上がるとなかなか下がらず、水が湖周辺に逆流します。河川からあふれた水も地盤の低い所へと流れます。このため、低地に作られた水田では洪水の度に被害を受けてきました。

Q これまで、洪水のための対策は取られてきたの？

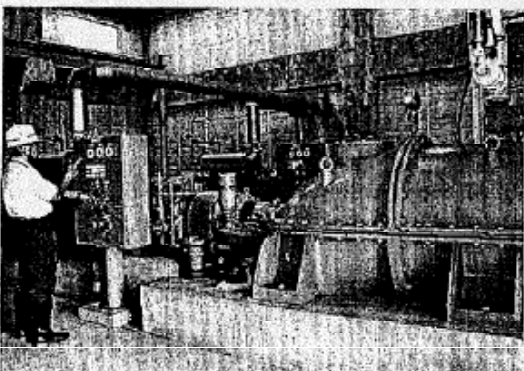
A 治水対策を含む「琵琶湖総合開発事業」が72、97年の25年間、上流県と下流府県の協働で実施されました。津市によると、琵琶湖の水位1センチの容積は25立方メートルに相当する5000杯分に相当するそうです。通常、内陸側に降った雨は河川から湖へ流れますが、琵琶湖は面積が大きい上

た、流れが良くなるよ。瀬田川の底を掘り下げたり、放流量を正確にコントロールできるバイパス水路が瀬田川洗堰の橋に設けられました。

Q 効果は？

A 95年の洪水では93センチの高い水位を記録しましたが、湖周辺が水につかった期間は11日（78年のマイナス44日（78年のマイナス73センチでは161日）と、かつてのような深刻な事態には至らず、流域全体の暮らしにはほとんど影響しませんでした。琵琶湖の治水についてもっと知りたい

内陸側にたまった水を琵琶湖に排出するため、排水ポンプを操作する職員。草津市の津田江排水機場で



また、94年に瀬田史転台数では一番目多上最低のマイナス1723センチを記録した濁水でも、取水制限日数は44日（78年のマイナス73センチでは161日）と、かつてのような深刻な事態には至らず、流域全体の暮らしにはほとんど影響しませんでした。

Q 水位が上がると、どのような作業が行われるの？

A 同管理所では、水位が30センチを超えようになると、排水ポンプをいつでも稼働できるように準備します。そして琵琶湖と内陸側の水位を見ながら、内陸側の水をくみあげて琵琶湖に流します。先月には13カ所の排水ポンプを運転し、この管理を始めた92年以降、運

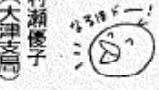


図-4 新聞記事（毎日新聞（滋賀版） 平成23年6月22日掲載）

今後、中期目標等における目標を確実に達成すると見込む理由

平成23年度は、ホームページによる情報発信を行うとともに緊急時の案件については速やかに記者発表を行った。今後も緊急時案件を含め、的確な情報提供を行うことで、本中期目標期間中、確実に目標を達成できると考えている。

(8) 広報・広聴活動の充実

③水の週間等、各種行事への取組

(中期目標)

広報の質の向上に取り組み、必要とされる情報を的確に発信し、利水者をはじめ広く国民から機構の果たしている役割・業務について理解を得るとともに、広く意見を聴取すること。

(中期計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、毎年8月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

(年度計画)

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、「水の日」及び「水の週間」行事をはじめ、関係機関との共同開催によるイベント等の実施、施設見学会、地域イベントでのパネル展示等を的確に実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

関係機関とも連携し、地域交流行事等を年間を通じて実施することにより、水の貴重及び水資源開発の重要性について広く国民の関心、理解を深めることとした。

(平成23年度における取組)

■ 水の週間等、各種行事への取組

機構本社では関係機関との共同開催を含め、「水の日」及び「水の週間」における「水の展示会」や「水の週間 水を考えるつどい」を開催した。

「水の週間 水を考えるつどい」では、皇太子殿下にご臨席を賜り、御言葉を頂いたほか、東日本大震災により水道施設をはじめとしたライフラインにも甚大な被害が生じ、普段、蛇口を捻れば当たり前のように使えた「水」が使えなくなったことから、津波による被災地の状況報告やライフラインの被災状況を宮城県南三陸町の佐藤町長などに報告してもらい、水のありがたさや水を確保することがいかに重要かということをあらためて考えてもらう契機になった。(写真-1参照)

さらに「水とのふれあいフォトコンテスト」の実施、「全日本中学生水の作文コンクール」の後援を行った。

各事業所では施設の役割を実感してもらおうと職員自らが企画から実施までを担い、エンドユーザーを対象とした施設見学会を実施するとともに、出前講座の実施、上下流交流会、受益地域でのパネル展示などを関係機関とも連携して行い、地域交流や水資源の有限性、水の貴重さ等について国民の関心を高め、理解が深まるように努めた。(写真-2参照)

さらに、多くの小学校(4年生)において、社会科授業の一環で「水」について勉強

する機会があることから、子供たちに機構施設の役割や水の大切さを知ってもらうために、より一層機構施設の見学の機会を設けてもらえるよう、小学校4年生の担任の先生を対象に施設説明会や見学会を開催した。

また、戦後の復興期に世界銀行から対日融資を受け、造られた愛知用水は通水50周年を迎えたことから、世界銀行と共催でパネル展示会を開催した。

展示会では当時の貴重な写真や資料を展示して、事業に携わった先人たちの努力や苦勞を身近に感じて頂く機会となった。さらに、この展示会には皇太子殿下のご高覧も賜った。(写真－3参照)

1. (7) 1) 上下流交流と施設周辺地域交流 (P. 274) 参照。



写真－1 水の週間「水を考えるつどい」でお言葉を述べる皇太子殿下



写真－2 「水の日」「水の週間」における施設見学会（豊川用水）



写真－3 愛知用水通水50周年パネル展
(皇太子殿下を御案内した甲村理事長、大村愛知県知事、谷口世界銀行駐日特別代表)

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

関係機関とも連携し、地域交流行事等を継続的に実施することにより、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、広く国民の関心を高め、理解を深め得るものと考えており、本中期目標期間中、着実にその目的を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置を講ずることにより、信頼の回復を図る。

(年度計画)

内部統制の強化と説明責任の向上を図るため以下の措置を講ずる。

(年度計画における目標設定の考え方)

内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備を図るなど、様々な措置を講ずることとした。

(平成 2 3 年度における取組)

内部統制の強化と説明責任の向上

1 . 法人の長のマネジメント

機構における内部統制は、複層的な意志決定、コミュニケーションの機会としての各種会議や、機構独自の理事ヒアリングの取組により、意志伝達、情報共有を図り、PDCAサイクルを構築している。

安全で良質な水を安定して安く供給するとの経営理念が、末端の職員まで周知されるとともに、それぞれ権限委任されている各組織の長が、的確に意志決定でき、かつ重要案件については、機構上層部の審議・判断を受けるよう、重要事項の審議・報告を行う役員会のほか、支社局長等会議、管内所長会議、事務所内会議等において、意志伝達・情報共有を図っている。

平成 2 3 年度においては、支社局長等会議などにおいて、各支社局等を通じ機構が抱える課題についての継続テーマ（1 者応札への対応、時間外勤務の縮減、利水者満足度の向上等）を決め、現場の議論の結果を各支社局長等が直接理事長に報告し、また、その結果に対して、率直に理事長を含む役員が意見を伝えるなどコミュニケーションを図るとともに、理事長が考える問題点を伝え、現場にフィードバックするなどの取組を実施した。

また、更に上意下達のコミュニケーションだけでなく、平成 1 6 年度から直接、理事長、副理事長又は各理事が、現場事務所職員一人一人から意見を聞く理事ヒアリングを行っており、役員が、ユーザーに最も近い建設所、管理所等の現場の職員の声を、直接、全事務所に出向いて拾いあげ、一体となって課題等に対処する取組も実施した。

安全で良質な水を安定して安く供給するという機構のミッションの達成を阻害する課題として、大きなものとしては、洪水対応、渇水対応、機構施設の破損事故対応、機構施設上流の水質事故対応等があるが、それらのケースを想定し予め策定してある防災業務計画等に則り、現場内、現場－本社間での速やかな情報伝達、案件に応じた本社からの指示により、当該リスクによる被害の発生未然防止を図っている。

内部統制の状況については、洪水調整、渇水対策内容、機構施設の破損への対応、水質事故対応など、各案件について、逐次、理事長まで報告が上がっており、また、その対応ぶりについて、事態の収束後に検証を行うなど、理事長が、既存の内部統制の仕組み、その運用状況の的確性について、把握できるよう措置されている。

また、内部統制の充実・強化については、平成21年3月に「リスク管理に関する基本規程」を制定しており、仮に予想されない新たなリスクが発現する見込みがある場合であっても、本規程に基づき、速やかにリスク管理委員会の開催、対策本部の設置、当面の執るべき措置の決定などを行うことができるような仕組みづくりがなされている。

平成23年度においては、監事監査及び内部監査により、業務執行についてチェックを受けるとともに、対応措置を講じた。

2. 法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組

機構では、業務運営上特に重要な課題について、下記のようなプロジェクト毎の計画を設けて、役員会への定期的な報告を通じて計画的な進捗を図ることとしている。

- ・独立行政法人水資源機構地球温暖化対策実行計画
- ・水資源機構技術5ヵ年計画（H20－H24）
- ・水資源機構コスト構造改善プログラム（H20－H24）

これらの計画については、各委員会や担当部局において進捗管理を図るとともに、役員会等へ定期的に報告することにより、法人の長のマネジメント強化を図っている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

複層的な意思決定、コミュニケーションの機会としての各種会議等の開催により意思伝達、情報共有を図るなど、PDCAサイクルを構築している。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

コンプライアンス等の強化

1) 倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針(仮称)を策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明する。

(年度計画)

平成20年度に策定した「独立行政法人水資源機構倫理行動指針」が職員自らの行動を律する指針となるよう取組を進める。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成20年7月に策定した「独立行政法人水資源機構倫理行動指針」の浸透・定着に向けた取組を継続的に実施していくことによりコンプライアンスの徹底を図ることとした。

(平成23年度における取組)

倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組

平成20年度に策定した倫理行動指針の職員への浸透、定着を図る観点から、コンプライアンスに係る横断的取組として、平成22年度に実施したコンプライアンスアンケートの結果を踏まえて、11月を「コンプライアンス推進月間」として定め、職員等のコンプライアンス意識の向上のため、講習会等の実施を促進するとともに、前年度に引き続きコンプライアンスアンケートを実施し、職員等の倫理行動指針に対する心構えやコンプライアンスについての認識や理解度の把握を行った。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成20年7月に策定した独立行政法人水資源機構倫理行動指針の浸透、定着に向けた取組を継続的に実施している。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

コンプライアンス等の強化

2) 倫理委員会による審議

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

既存の外部有識者からなる倫理懇談会を倫理委員会に格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

(年度計画)

倫理委員会において、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。

(年度計画における目標設定の考え方)

外部有識者を含む委員会での審議をとおり、業務運営の適正化を図ることとした。

(平成 2 3 年度における取組)

倫理委員会による審議

倫理委員会(平成20年1月に外部有識者を委員に含み設立)において、平成23年度は、コンプライアンスの推進状況、東日本大震災における機構施設の被災状況及び災害復旧状況等に関して審議を2回実施(6月9日、1月31日)した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

委員会を継続的に実施し、内部統制の取組状況についてチェックを行うことにより、内部統制の強化が図られている。取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上
コンプライアンス等の強化
3) コンプライアンス推進責任者の選任

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

本社・支社局及び全事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、法務担当部門を強化することにより推進体制を支援する。また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において毎年開催する。

(年度計画)

本社・支社局及び全事務所において選任されているコンプライアンス推進責任者による職員等からの相談への適正な対応を引き続き実施するとともに、コンプライアンス等に関する講習会等について集中的に実施する期間として、コンプライアンス推進月間を設ける。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス推進責任者の選任等、推進体制を強化するとともに、説明会の開催により、職員の法令遵守に係る意識の徹底を図ることとした。

(平成 2 3 年度における取組)

コンプライアンス推進責任者の選任

本社、支社局及び全事務所において選任されているコンプライアンス推進責任者による職員等からの相談の実施、本社特命審議役等による職員等からの通報の受付・適正な対応を引き続き実施できる体制を維持するとともに、平成 2 2 年度に実施したコンプライアンスアンケートの結果を踏まえて、コンプライアンス等に関する講習会等を集中的に実施する期間として、1 1 月を新たに「コンプライアンス推進月間」として定め、本社、支社局及び現場事務所において、機構業務に関連する法令やコンプライアンス等に関する講習会、外部講習会等の受講 (2 3 3 回) など継続的な取組を行っている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

強化された推進体制の維持や、各事務所における説明会の継続的实施により、コンプライアンスの徹底が図られている。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

コンプライアンス等の強化

4) 推進体制の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を設置することにより、推進体制を強化する。

(年度計画)

平成20年度に制定した「コンプライアンスの推進に関する規程」に基づき、機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス通報体制を引き続き運用するとともに、更なる拡充を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

コンプライアンス専門窓口において、第三者からも通報を受け付けることにより、コンプライアンスの徹底を図ることとした。

(平成23年度における取組)

推進体制の強化

平成20年7月に制定したコンプライアンスの推進に関する規程に基づき、法令又は機構諸規則に違反する行為が行われた事実等について、引き続き、機構の職員のみならず外部の方々からの通報を受け付ける通報体制を維持するとともに、通報窓口については、外部の方々にもわかるよう、機構ホームページに掲載し、周知を図っている。

さらに平成23年度においては、匿名で通報・相談しやすくするため、コンプライアンス専門窓口である指定弁護士の連絡先を明記したポスターの作成・掲示を行うとともに、コンプライアンス専門窓口である指定弁護士の拡充のための契約手続きを実施した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

コンプライアンス専門窓口を的確に運用していくことにより、コンプライアンスの徹底が図られている。取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

コンプライアンス等の強化

5) 推進状況の評価

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、毎年、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画)

倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

(年度計画における目標設定の考え方)

倫理行動指針等の推進状況について、外部委員を含む倫理委員会での審議、監事の監査、独立行政法人評価委員会での評価を受けることにより、内部統制強化を図ることとした。

(平成23年度における取組)

推進状況の評価

平成22年度におけるコンプライアンスの推進状況等について取りまとめ、倫理委員会での審議、監事の監査(平成23年6月)を経て、平成22事業年度業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ平成23年8月に報告し、評価を受けた。

平成23年度の推進状況についても、以下の内容で取りまとめた上で、倫理委員会の審議、監事の監査(平成24年6月)を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ本書で報告するものである。

1.コンプライアンス推進に関する横断的取組み等

- ① コンプライアンス推進に係る横断的取組として、平成22年度に実施したコンプライアンスアンケートの結果を踏まえて、11月を「コンプライアンス推進月間」として定め、講習会等の集中的な実施を推進したこと等により、平成23年度に実施した講習会等の回数が増加した。(平成22年度194回→平成23年度233回。内部研修を除く。)

また、倫理委員会でもいただいたご意見を踏まえ、昨年度に引き続き、職員等に

対して実施した「コンプライアンスに関するアンケート」において、アンケート結果のより詳細な分析を行えるよう職員等区分欄を設け、職員等の倫理行動指針に対する心構えやコンプライアンスについての認識や理解度の把握を行った。

このアンケート結果を今後のコンプライアンスに対する更なる取組に活用していくこととしている。

上記の取組のほか、コンプライアンスに関する講習会及びコンプライアンスに関する資料等を社内LANの掲示板に掲載し、参加できない職員等に対する周知を図っている。

- ② 情報セキュリティの維持、向上をめざし、職員一人一人の情報セキュリティに対する認知度を高めるため、今年度も全役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に対する自己点検を3月に実施した。点検結果については、職員指導、情報提供等に活用していくこととしている。
- ③ コンプライアンスの推進に関する規程（平成20年7月制定）に基づき、法令又は機構諸規則に違反する行為が行われた事実等について、機構の職員のみならず外部の方々からの通報も受け付けるよう措置したコンプライアンス専門窓口について機構HPに掲載し、また各事業所にコンプライアンス専門窓口である指定弁護士の連絡先を明記したポスターを配付し、周知を図っている。なお、平成23年度に同窓口に対する通報はなかった。

さらに、コンプライアンス専門窓口である指定弁護士を拡充するための契約手続きを実施し、平成24年度から指定弁護士の人数を増やすこととした。（1箇所→3箇所）

2. 倫理委員会の開催

平成23年度においては、倫理委員会を2回開催（6月9日、1月31日）し、東日本大震災における機構施設の被災状況及び災害復旧状況、平成22年度のコンプライアンス推進状況等について、ご審議いただいた。

3. 研修等の実施

- ① 本社、支社・局、現場事務所において、継続的な取組みとして機構業務に関連する法令やコンプライアンスに関する講習会、外部講習会等の受講などを実施した。
- ② 職員が毎日、出退勤時に利用する業務用パソコンの出退勤のページのコンプライアンスに関する注意喚起の標語を掲示（1ヶ月更新）を継続するとともに、自主運転を行っている全事務所におけるアルコール検知器による運転前のチェックを励行した。
- ③ 本社財務部職員が現場事務所を巡回し、国や機構の予算制度、機構の入札契約手続きに関する具体的留意事項等、適切な財務会計処理について経理担当職員等に対して直接指導・助言を実施した。（平成23年度は11事務所で実施）。

4. 監事等の監査

- ① 監事による監査を、平成23年度は15事務所において受け、業務執行についてチェックを受けた。
- ② 利根導水（見沼代用水）等の4用水において、水利使用規則の内容と一部異なる取水等が確認されたことから、臨時の監事監査が行われ、監査の結果に対して機構は取水実態に即した水利使用の変更協議を行う等の対応措置を講じた。
- ③ 会計監査人（有限責任あずさ監査法人）による監査を、平成23年度は22回（10事務所）受け、会計処理についてチェックを受けた。
- ④ 内部監査を、平成23年度は9事務所において実施した。

5. 入札の透明性・公平性を高めるための取り組み

- ① 入札の透明性、公平性を高めるために引き続き一般競争入札による発注を推進している。

・少額随意契約を除く一般競争入札

	件数	発注件数に占める比率	金額	発注金額に占める比率
19年度	576件	(27.5%)	34,408百万円	(51.4%)
20年度	987件	(40.5%)	33,355百万円	(56.7%)
21年度	839件	(38.2%)	32,139百万円	(62.2%)
22年度	686件	(38.2%)	40,560百万円	(72.5%)
23年度	690件	(42.9%)	25,450百万円	(67.1%)

- ② 平成21年9月17日に機構HPにおいて公表した「1者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長や事業者向けのファクシミリによる公告案内等の「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件等の緩和」等の取り組みを行ったことにより、平成23年度の一般競争入札における1者応札の割合は、平成21年度に比べ大幅に減少した平成22年度の割合と同水準となった。（平成21年度49.2%→平成22年度19.2%→平成23年度20.4%）
- ③ 談合等通報情報に対する適切な対応
談合情報対応マニュアル（談合情報を得た場合の取扱要領）に基づき、談合に関する通報があった場合には、公正取引委員会への直ちの通報、入札参加者への事情聴取、入札参加者からの誓約書の徴求（談合の事実が認められない場合）等を、引き続き実施することとしている。なお、平成23年度の談合に関する通報は0件であった。
- ④ 外部有識者に構成員となっただいている入札等監視委員会を、平成23年度は4回開催し、入札・契約事務についてチェックしていただいた。
- ⑤ 平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、当機構の監事及び外部有識者によって同年12月に設置した契約監視委員会を、平成23年度は4回開催し、競争性のない随意契約の見直し、一般競争入札等での競争性の確保についての点検・見直しを行っていただい

た。

6. その他

機構が発注した特定ダム用水門設備工事について、公正取引委員会の排除措置命令において談合を行っていたと認定された12事業者等に対して、平成22年1月5日に損害賠償請求を行った。

その後、損害賠償金の納入がない工事に関して、平成22年3月31日に東京高裁及び東京地裁に訴訟提起したが、東京地裁に提訴した事案については平成23年12月19日に訴訟上の和解が成立し、東京高裁に提訴した事案については平成24年1月19日に訴訟上の和解が成立し、それぞれ損害賠償金が納入された。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

業務実績報告書により主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受けており、取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上 監事機能の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

①入札契約制度における競争性や透明性の確保、②「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、③監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、④関連法人との関係の透明性の確保、⑤談合防止対策の推進等。

(中期計画)

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

(年度計画)

監事の機能については、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の活用により、監事機能を強化・充実する。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成20年度に改正した監事監査要綱に基づき、監査室の職員以外の職員による監査業務補助、必要に応じ弁護士等と情報交換を行うことにより、監事機能の強化を図ることとした。

(平成23年度における取組) 監事機能の強化

平成20年度において監事機能の強化を図るため監事監査要綱が改正され、監事が必要があると認める場合には、監査室以外の職員に監査業務を補助させることができるようにするとともに、必要に応じ弁護士等と情報交換・調査依頼等を行うことができるよう措置した。

これらの改正を受けて、平成23年度は、3事務所の監査において土木、電気・機械設備等に精通した5人の職員が監事補助者に指名され、補助者の専門知識を活用した監査が実施された。

監事監査においては、機構の業務が中期計画・年度計画に沿って、適正に執行されているか否かを1つの視点としている。また、監事監査において把握した事項等については、中間段階のものも含め、理事長を含む全役員に報告し、改善に関する意見交換を行っている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成20年度に監事監査要綱を改正し、強化された機能を引き続き活用することにより、内部統制の拡充が図られている。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

入札契約制度の競争性・透明性の確保

1) 入札契約制度における競争性・透明性の強化

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図る。なお、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。

(年度計画)

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき実施した点検・見直しの結果を受け、平成22年6月に策定した随意契約等見直し計画により、随意契約の厳格な適用を継続するほか、一般競争入札においても実質的な競争性を確保するために取り組むこととした一者応札改善策等について、前年度に引き続き実施するとともに、応札状況を検証し、更なる改善に向けた検討を行う。また、随意契約及び一者応札の状況については、外部有識者から構成される委員会の点検を受け、更なる競争性・透明性の確保を図る。

また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者等から構成される委員会による監視を受け、透明性の確保を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

建設工事の一般競争入札の対象については、平成20年4月から従来の1億円以上を6千万円以上に拡大して実施している。また、建設コンサルタント業務等においても、従前企画競争又は公募の手続によっていた技術的難易度の高い業務について、また、その他の5千万円以上の業務についても新たに一般競争入札を導入した。

随意契約の適正化については、平成22年6月に新たに策定した「随意契約等見直し計画」の厳格な運用を図ることとした。

(平成23年度における取組)

入札契約制度における競争性・透明性の強化

1. 一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直し

(1) 一般競争入札及び1者応札について

平成19年度から一般競争入札の範囲を拡大するとともに、6千万円以上の建設工事については、総合評価落札方式を併せて実施している。これらの入札参加条件の設定・確認、総合評価落札方式における技術提案等の評価項目・評価項目毎のウェイト付け、評価など、適正・中立・公正な審査・評価を行うため、個別案件ごとに一般競争参加資格審査委員会、総合評価審査小委員会において審議している。建設コンサルタント業務については、技術的難易度の高い100万円以上の業務について、平成20年度から一般競争入札(総合評価落札方式)により実施した。その結果については、ホームページで公表している。また、外部有識者が含まれる総合評価審査委員会において、総合評価落札方式の基本制度について審議を行っている。

一般競争入札の範囲を拡大してきたことに伴い、電気設備、機械設備及びコンピュータシステムの改造・保守などの既設納入業者以外の者では、責任分界等において施工が困難と思われる業務や建設コンサルタント業務で従来随意契約としていた専門性の高い業務については、平成19年度、20年度と1者応札が増加する結果となった。このため、機構では、平成21年6月に業界各社(約800社)へのアンケート調査等を実施し、その結果から「発注に関する周知不足」、「配置予定技術者の確保ができない」、「既設製品の納入業者以外で参入にリスクが生じる」などが原因で入札参加者が少ないことが明らかになった。これらの要因分析を踏まえ、平成21年9月に「1者応札の改善への取り組みについて」を取りまとめ、全事務所に通知し、全社的に取り組むとともに、ホームページ上に公表した。

1者応札改善の具体的な取組は、次のとおり

「発注に関する公告期間、公告方法の見直し」

- ・ 本社ホームページに機構全体の入札公告情報を一括掲載し、各事業者の検索の利便性向上を図るとともに、発注の内容をわかりやすく要約した公告の概要を同時掲載する。
- ・ 建設新聞等へ公告の掲載依頼を行う。
- ・ 各事業者向けに公告をホームページに掲示した旨ファックスにより通知する。
- ・ 公告の早期化及び十分な公告期間を確保する。

「入札参加条件の緩和等」

- ・ 地域要件や実績などの入札参加条件の撤廃若しくは緩和を行う。

「発注規模の見直し」

- ・ 同一業務を近隣事務所でロットをまとめスケールメリットを引き出す。
- ・ 或いは、性格の異なる業務や大きすぎるロットについては、より多くの入札参加者が望める業務量にする。

「複数年契約の導入」

- ・複数年契約の拡大により事業者が安定的に業務を確保できる形態の発注とする。
- 「発注の前倒し」
- ・年度当初から開始する業務について、請負者の準備期間や業務従事者の確保を容易にするための入札・開札日の前倒し（１～２ヶ月）設定を行う。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成２１年１１月１７日閣議決定）に基づき、平成２２年６月に「随意契約等見直し計画」を新たに策定し、四半期毎に契約監視委員会（平成２１年１２月に設置）において、１者応札による契約及び随意契約について、入札参加条件及び随意契約における業者選定等の妥当性の審議並びに改善策の補強等、１者応札及び随意契約の点検・見直しを行った。その結果、平成２０年度に７０．０％、平成２１年度に４９．２％であった１者応札率は、平成２２年度には１９．２％となったが、平成２３年度は、２０．４％と昨年度に比べ１．２ポイント増加した。これは、東日本大震災の影響から、被災地における工事の集中による技術者不足により、通常は多くの参加者が期待できる土木工事においても１者応札が生じたものであるが、実質的な競争性は確保されてきている。

なお、契約監視委員会では、平成２３年度の１者応札について、次のとおり評価されている。

「機構の入札参加要件は、できるだけ多くの者が参加できるよう、地域要件や同種業務の実績で過度の絞り込みを行っていないなど、十分に配慮されたものとなっており、また、入札公告の早期化やファックスによる案内など改善に向けた努力も認められる。２年連続１者応札となったもののうち、困難と付してあるものについては、業務の内容・性格から結果的に１者応札となったもので、複数の応札者が参加することは難しい案件であると認められるが、引き続き１者応札の改善に努めること。」

２年連続１者応札となったもののうち、困難と付してあるもの

- １．機械設備工事及び点検
 - ・ポンプ設備の整備工事
 - ・ゲート設備の整備工事（特殊ゲート）
 - ・エレベータ設備の整備工事
 - ・エレベータ設備の点検
- ２．電気設備工事及び点検
 - ・監視制御設備工事及び点検
 - ・電源設備工事
- ３．その他役務等
 - ・システム保守
 - ・複写機保守
 - ・自動車燃料購入
 - ・労務費・資材単価調査業務

表 - 1 1者応札状況

(工事、コンサル、物品・役務等)	一般競争入札件数	うち1者応札件数	率
平成20年度	987件	691件	70.0%
平成21年度	839件	413件	49.2%
平成22年度	686件	132件	19.2%
平成23年度	690件	141件	20.4%

なお、機構の発注については、関連法人が受注したものを含め、全て真に業務に必要なもののみを行っており、その発注に当たっては、原則一般競争入札で行い、競争参加資格も競争性、公正性及び透明性の観点から、新規参入者が参加できないような厳しい入札参加条件は設けていない。また、契約金額は、予定価格の範囲内での契約であり、妥当なものと判断している。入札の結果についてもホームページにて公表を行っている。

機構の契約事務手続については、各規程等に則り実施しており、データベース化により整理し各事務所で確認しながら適切な執行が可能となっている。契約事務手続が適正に行われているかを確認・指導するため、平成23年度は、11事務所で財務業務執行調査を実施するとともに、全事業所職員を対象に9箇所で開催した。

(2) 随意契約について

随意契約の金額基準については、全ての項目について、国の基準と同額としている。

競争性のない随意契約の平成23年度実績は、292件、7,362百万円であり、着実に減少しており、金額については、随意契約等見直し計画の計画値を達成している。総契約額に対する競争性のない随意契約の割合は、18.3%であった。随意契約については、随意契約等見直し計画で「今後も随意契約とせざるを得ない場合」に限定しており、四半期毎に契約監視委員会において業者選定や契約金額の妥当性について点検を受けている。また、新規に随意契約を行おうとする案件については、事前に契約監視委員会の了承を得ている。

随意契約等見直し計画(平成22年6月)

	平成20年度実績		見直し後	
競争性のない随意契約	354件	11,771,144千円	249件	9,189,106千円

(参考) 独立行政法人の平成22年度における競争性のない随意契約の割合
平均21.5% (金額ベース)

(3) 業務の下請負について

建設工事及び建設コンサルタント業務の入札については、その主たる部分を下請負することができないよう、契約書及び仕様書に記載している。特に随意契約においては、多くの部分を下請負に付されることがないよう、また、機構の承諾が必要な下請負において承諾なしに下請負に付されることがないよう、請負者に対し、下請負予定

表の提出を義務づけ、事前にその内容を確認することができるようにするなど、下請負に対する適正な事務を行うための措置を講じている。平成22年度に引き続き、平成23年度は、全て承認手続きがされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会による平成20年度の機構業務の実績に関する二次評価において意見が出された再委託については、平成23年度においても、契約を締結した分任契約職（所長）がその必要性、相手方の妥当性を厳格に審査し承認手続きを行っており、平成23年度の随意契約による契約において再委託割合が50%以上の案件は無かった。

平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について（政委第35号平成21年12月9日）

- ・ 随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件がある
- ・ 再委託の承認等の手続きがされていないものがある
- ・ 再委託に係る契約条項が設定されていないまま再委託がされているものがある
- ・ 関連公益法人に対して再委託がなされているものがある

2. 監査等の実施

平成22年度に引き続き、「随意契約・一者応札の見直し状況」を重点項目として、入札契約に関する監査が実施された。監査においては、具体の契約について、施行伺・入札執行伺等の事務手続き、総合評価審査小委員会等の審議状況、入札執行状況など、施行伺から契約締結に至るまでの一連の手続について監査を受けた。

また、随意契約に関しては、22年度、23年度における随意契約及び1者応札改善状況と今後の課題について監査を受けた。

会計監査人からは、財務諸表監査の枠内で、独立行政法人監査基準に従ってチェックを受けた。

外部有識者により構成されている入札等監視委員会を5回実施し、審査の対象となった契約について審査を受け、適正との評価を得た。

平成21年12月に設置した契約監視委員会では、平成20年度契約における1者応札による契約及び随意契約について、その改善策及び妥当性の審議・意見を受けて、改善策の是正等を行った。平成23年度においては、平成22年度契約について、契約監視委員会における審議等を経て、同様の措置を行った。

(参考)

平成23年度契約状況(工事、コンサル、物品・役務契約等)

契約の種類	件数	総額	1件あたり平均落札率
一般競争	690件	26,939百万円	71.7%
指名競争	582件	4,640百万円	68.1%
公募	1件	2百万円	100.0%
随意契約	374件	8,570百万円	96.1%
うち不落随契	82件	1,207百万円	95.5%
うち特命随契 (競争性のない随契)	292件	7,363百万円	96.6%

特命随契とせざるを得ない理由

- 一 電気、ガス等のライフラインの継続供給(供給元がーの場合のみ)
- 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料
- 三 リース物品の継続借料(複数年契約制度導入までの間)
- 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等
- 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は、地方公共団体等への管理委託
- 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの
- 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務
- 八 その他、契約職が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

入札契約制度における競争性・透明性の強化については適正に実施しており、本中期目標期間中、着実に目標を達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上
入札契約制度の競争性・透明性の確保
2) ホームページ等での公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

(年度計画)

入札契約の結果及び平成 22 年 6 月に策定した随意契約等見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

独立行政法人における随意契約の適正化については、平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」のうち、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置の一つとして位置づけられ、各法人が策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げることとされたところである。また、「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について(依頼)」(平成 19 年 1 月 15 日付総務省行政管理局長、行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)において、「公共調達 of 適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号財務大臣通達)に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請すること他の要請があり、平成 20 年 1 月以降月単位で少額を除くすべての契約案件を公表することとなった。

(平成 23 年度における取組)

ホームページ等での公表

平成 20 年 1 月分から継続して「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を行った。また、随意契約については、平成 22 年 6 月に策定・公表した「随意契約等見直し計画」に則って実施するとともに、フォローアップを公表した。また、「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号)に基づき、各月毎に契約状況等のホームページによる公表を実施した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号財務大臣通達)に基づく入札結果等のホームページによる公表を引き続き継続すること及び随意契約等見直し計画のフォローアップを着実に実施していくことにより、透明性の確保及び説明責任の向上を図る。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

談合防止対策の推進

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底を図る。

(年度計画)

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化を継続するとともに、退職予定者等に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催し、法令遵守の徹底を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

実施しているペナルティ強化を継続し、退職予定者等に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催することにより、法令遵守の徹底を図ることとした。

(平成 23 年度における取組)

談合防止対策の推進

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化を維持するとともに、平成 19 年度に全職員に対し、談合防止に係る説明会を実施し、年度末退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を実施したことを踏まえ、平成 23 年度においても、新規採用職員、退職予定者に対し、談合防止等についての説明会を実施した。また、広く職員が参加できる研修等において、独占禁止法等に係る研修を実施するとともに、機構(公団)の既退職者中、希望者(機構ホームページで、平成 19 年 10 月より案内)に対し、法令遵守についての説明会を行うこととしている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

新規採用職員及び退職予定者に対する説明会の継続的实施並びに独占禁止法に係る研修等を実施していくことにより、法令遵守の徹底が図られている。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表する。

(年度計画)

関連法人等との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

(年度計画における目標設定の考え方)

関連法人との関係についてホームページに公表することにより透明性を図ることとした。

(平成23年度における取組)

「独立行政法人整理合理化計画」(H19.12.24閣議決定)に基づく当機構と関連法人との間の補助・取引等の状況、当機構から関連法人への再就職状況については、該当無い旨をホームページで公表した。

また、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約を行った場合には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(H22.12.7閣議決定)に基づき、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、ホームページで公表した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

関連法人等との間における人と資金の流れ等については、ホームページにおいて公表した。取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

財務内容の公開

1) 国民への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画)

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、積極的に財務諸表等の公開を行うこととした。

(平成23年度における取組)

国民への財務内容の公開

平成22年度の財務諸表については、独立行政法人通則法第38条第1項の規定に基づき国土交通大臣から平成23年9月30日に承認を受け、機構ホームページに掲載するとともに、事業報告書の作成にあたっては、経年の財務情報を記載し、なおかつ財務諸表へのリンクを貼り付けることにより、容易に財務諸表を閲覧できるようにしたほか、財務諸表を解りやすく解説した決算概要を作成しホームページに掲載し公開を行った。

さらに、財務諸表等を本社、支社、局及び全事務所において閲覧を開始すると共に、その閲覧場所についてホームページに掲載し周知した。

また、開示すべきセグメント情報については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令(平成15年国土交通省令第104号)により、勘定を設けて整理することとされている「区分経理による」もののほか、施設をその機能により区分する「施設の機能別による」もの及び施設の効用の及ぶ地域により区分する「水系によ

る」ものとして3種類のセグメントについて、平成22年度の財務諸表において公表した。



図 - 1 ホームページ画面 (その1)



図 - 2 ホームページ画面 (その2)



図 - 3 ホームページ画面（その3）

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

財務内容の透明性の確保を図るため、財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事務所に備え置くことで、閲覧できる環境を整備した。

また、国民へのサービス向上を図るため、セグメント情報についても「区分経理による」もの、「施設の機能別による」もの及び「水系による」ものを公表した。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(9) 内部統制の強化と説明責任の向上

財務内容の公開

2) 機関投資家への財務内容の公開

(中期目標)

業務運営の適正化を図るため、コンプライアンスの徹底や監事機能を強化する他、以下のことに努める等、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。

入札契約制度における競争性や透明性の確保、「随意契約の見直し計画」に基づく取組みの実施及び公表、監事及び会計監査人による監査(入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける)、関連法人との関係の透明性の確保、談合防止対策の推進等。

(中期計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び各年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画)

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び平成22年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(年度計画における目標設定の考え方)

機構の説明責任の向上のため、機関投資家等へ開示情報の充実を図り、積極的に公開することとした。

(平成23年度における取組)

機関投資家への財務内容の公開

機構の業務概要及び平成22年度決算の内容等を盛り込んだ資料を作成のうえ、平成23年10月5日に機関投資家、アナリスト等を対象に決算等説明会を開催したほか、機関投資家、アナリスト及び金融機関等向けに、債券発行に係る情報等を適宜ホームページに掲載し、業務運営の透明性を確保した。



図 - 1 決算等説明会資料



写真 - 1 決算等説明会状況



図 - 2 ホームページ画面 (その1)

[ホーム](#) > [新着情報](#) > 第9回水資源債券(財投機関債)の発行について

第9回水資源債券(財投機関債)の発行について

平成23年12月02日

平成23年度の水資源債券(財投機関債)については、以下のとおり発行条件を決定しました。

発行条件等

銘柄	第9回水資源債券
発行額	105億円
年限	3年
表面利率	0.267%
発行価格	100円
応募者利回り	0.267%
申込期間	平成23年12月 2日
払込(発行)日	平成23年12月16日
償還期限	平成26年12月19日
取得格付	(AA+)格下げ方向(R&I)
引受主幹事証券会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(事務) みずほ証券
受託会社	三菱東京UFJ銀行
対国債スプレッド	第267回国債+6bp

[ページトップへ](#)

[サイトポリシー・プライバシーポリシー](#)

独立行政法人 水資源機構 〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 TEL:048-600-6500(代表)

図 - 3 ホームページ画面(その2)

(参 考)
 機構では、投資家に提供する信用リスク情報として、格付会社から、AA+(日本格付研究所)及びAA(格付投資情報センター)の格付けを取得している。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

機関投資家からの一層の理解が得られるよう、今後とも機構の業務概要及び各年度決算の内容等を盛り込んだ資料を作成し、説明会を行うとともに、ホームページへの掲載などを毎年度継続して行うこととしている。

これらの取組を継続することにより、中期目標等に掲げる目標については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

